

鳥取県公報

平成 28 年 1 月 15 日(金) 第 8 7 6 5 号

每週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(21)(東 地域森林計画の変更予定(2件)(22・23)(林政	
			土地改良区の役員の就退任(24)(東部農林事務所 河川整備計画の決定(25)(河川課)・・・・・・	f) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
\Diamond	公	告	生産事業者講習会の開催(森林づくり推進課)・・	
\Diamond	調達公	告	一般競争入札の実施(2件)(企業局経営企画課)	• • • • • • • • • • • • • • • 4

示

鳥取県告示第21号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年 3月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年1月15日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 申請のあった年月日
 - 平成28年1月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人きなんせこども館牧谷事業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

澤 芳雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 岩美郡岩美町

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つこどもたちに対して、デイサービス及び個別相談等を行い、彼らが家族と共に健 やかに成長し、幸せな生活が送れるよう支援することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更す る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成28年1月15日から同年2月15日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更す る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成28年1月15日から同年2月15日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第24号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖山町下代土地改良区から役員 が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年1月15日

鳥取県東部農林事務所長事務取扱鳥取県東部農林事務所副所長 加 裕 利 退任した役員の氏名及び住所

理事星見強司 鳥取市湖山町南一丁目880 本庄米治 鳥取市湖山町北六丁目304 山 根 一 美 鳥取市湖山町北一丁目362 IJ 星見 亙 鳥取市湖山町南一丁目108 溝 口 義 人 鳥取市湖山町南一丁目246 IJ 木 下 正 鳥取市湖山町北一丁目296 奥村和男 鳥取市湖山町北六丁目609 IJ 嶋岡秀美 鳥取市湖山町南一丁目101 IJ 監事中瀬正道 鳥取市湖山町南一丁目169 村 上 輝 明 鳥取市湖山町南一丁目503

平成25年5月11日退任

就任した役員の氏名及び住所 理事星見強司 鳥取市湖山町南一丁目880

IJ 本庄米治 鳥取市湖山町北六丁目304

山 根 一 美 IJ 鳥取市湖山町北一丁目362

星 見 亙 鳥取市湖山町南一丁目108

溝 口 義 人 鳥取市湖山町南一丁目246

木 下 正 鳥取市湖山町北一丁目296 IJ 小泉武美 鳥取市湖山町北一丁目244

監事中瀬和広 鳥取市湖山町南一丁目169

山 下 行 正 鳥取市湖山町南一丁目935 IJ

大 西 修 鳥取市湖山町北一丁目649

平成25年5月12日就任 任期4年

鳥取県告示第25号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の 規定により次のとおり公表する。

平成28年1月15日

井 鳥取県知事 平 伸 治

- 1 河川整備計画を定めた河川 千代川水系 (下流左岸ブロック)
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課、鳥取県鳥取県土整備事務所及び鳥取市都市整備部都市環境課

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習 会を次のとおり開催する。

平成28年1月15日

鳥取県知事 平 井 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年2月26日(金)午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林水産部林業試験場
- 3 科目及び時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成28年2月8日(月)までに住所地を管轄する県地方事務所を経由して知事に提出す ること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局東部事務所で使用する電気の供給

予定使用電力量(供給期間総計)2,601,216キロワット時

予定使用電力量は、平成26年10月から平成27年9月までの使用実績を参考に算出した1年当たりの予想使 用電力量に3を乗じたものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、平成28年度以降において、この本件公告に 示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるも のとする。

(4) 供給場所

鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金 額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があ るときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分がその他の委託等のその他(電力供給その他これに類する営業に限る。)であること。 なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格者の審査を求める申請書を平成28年1月26日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成28年1月15日(金)から同年2月25日(木)(再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付 出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年1月15日(金)から同年2月25日(木)(再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな
- (5) 平成28年2月8日(月)において、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)による 改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができ る者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局経営企画課企画総務担当

電話 0857-26-7443

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成28年1月15日(金)から同月29日(金)までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調 達情報 (https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm) から入手すること。ただし、これにより難い者には、 次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年1月15日(金)から同月29日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後 5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成28年2月25日(木)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(水)午後5

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室(鳥取県庁第二庁舎4階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資 料」という。)を、4の(1)の場所に平成28年2月8日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認 を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額を3で除して得た金額(以下「支払予定年額」と いう。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業 局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の 提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとさ れる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手 続特例規則」という。) 第13条の規定により入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合に おいて、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第17条の規定により、 契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務 規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその 例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予 定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

Ш.

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity for the Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Tobu Office building 2,601,216 kWh
- (2) February 8, 2016 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) February 25, 2016 2:00 PM: Date and Time for the submission of tenders (February 24, 2016 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice: Business Planning Division, Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau 271 Higashimachi, Tottori—shi, Tottori 680—8570 Japan

TEL 0857-26-7443

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局西部事務所で使用する電気の供給

予定使用電力量(供給期間総計)1,801,386キロワット時

予定使用電力量は、平成26年10月から平成27年9月までの使用実績を参考に算出した1年当たりの予想使用電力量に3を乗じたものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、平成28年度以降において、この本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分がその他の委託等のその他(電力供給その他これに類する営業に限る。)であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格者の審査を求める申請書を平成28年1月26日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成28年1月15日(金)から同年2月25日(木)(再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付 出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年1月15日(金)から同年2月25日(木)(再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな
- (5) 平成28年2月8日(月)において、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)による 改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができ る者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課企画総務担当

電話 0857-26-7443

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成28年1月15日(金)から同月29日(金)までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調 達情報 (https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm) から入手すること。ただし、これにより難い者には、 次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年1月15日(金)から同月29日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後 5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年2月25日(木)午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(水)午後5 時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室(鳥取県庁第二庁舎4階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資 料」という。)を、4の(1)の場所に平成28年2月8日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認 を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額を3で除して得た金額(以下「支払予定年額」と いう。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業 局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の 提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとさ れる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手 続特例規則」という。)第13条の規定により入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合に おいて、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第17条の規定により、 契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務 規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその 例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予 定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity for the Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Seibu Office building 1,801,386 kWh
- (2) February 8, 2016 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) February 25, 2016 3:00 PM: Date and Time for the submission of tenders (February 24, 2016 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Business Planning Division, Tottori Prefecture Public Enterprise
Bureau 271 Higashimachi, Tottori—shi, Tottori 680—8570 Japan
TEL 0857—26—7443